

## 事前審査型制限付き一般競争入札

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和6年4月26日

佐世保市水道事業及び下水道事業  
管理者 中島 勝利

### 1 入札に付する事項

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 業 務 名   | 柚木及び広田浄水場運転管理等業務委託  |
| (2) 業 務 場 所 | 佐世保市柚木町及び広田町ほか  |
| (3) 業 務 期 間 | 契約締結日から令和11年6月30日まで   |
| (4) 業 務 概 要 | 柚木浄水場及び広田浄水場の運転管理並びに関連施設の<br>巡視・点検等の業務<br>(浄水場の運転管理業務は24時間連続運転)<br><br>引継期間<br>・契約締結日から令和6年6月30日まで<br>履行期間<br>・令和6年7月1日から令和11年6月30日まで |
| (5) 審 査 方 式 | 事前審査型   |

### 2 入札参加条件及び資格に関する事項

- (1) 次に掲げる資格要件すべてを満たしていること。
- 令和6年度佐世保市業務委託・役務入札参加資格者名簿の施設等運転管理業務に登録がある者。
  - 平成21年度以降において、元請（共同企業体の構成員としての実績を含む。）として、国・独立行政法人等又は地方公共団体が発注した**浄水能力36,000m<sup>3</sup>/日以上の急速ろ過方式浄水施設（浄水場）の運転管理業務受託実績が2件以上あること**。なお、実績として認める運転管理業務の受託期間は、1件につき1年以上とする。
  - 下記の資格を有する総括責任者及び副総括責任者をそれぞれ別に現場に配置できる者。
    - ・総括責任者…水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有する者で、浄水場等の施設、又は上水道の関連施設における運転管理の実務経験を3年以上有する者。
    - ・副総括責任者…水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する者で、浄水場等の施設、又は上水道の関連施設における運転管理の実務経験を2年以上有する者。

なお、上記の者は、当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（制限付き一般競争入札参加資格申請書提出日を含め連続して3箇月以上の雇用関係にあること。）にある者とする。

- ④ 入札参加資格申請時に、以下の諸税の滞納がない者。
  - ・佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有する者は、佐世保市の市税・国民健康保険税、消費税及び地方消費税。
  - ・佐世保市内に本店又は支店・営業所等を有しない者は、本店の法人税、消費税及び地方消費税。
- ⑤ 入札参加資格申請の提出期限の日及び入札期日以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。
- ⑥ 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、佐世保市業務委託・役務入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。)

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。
- ② 本市の指名停止期間中又は指名除外期間中の者。
- ③ 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領に基づく入札参加規制の措置を受けている者。
- ④ 系列関係がある会社同士が、本業務の入札に参加することはできない。(系列関係がある会社のうち、いずれか1社のみ入札参加を認めるものとする。)
- ⑤ 次の各項目に該当する者。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

### 3 契約条項等の閲覧

佐世保市水道局契約規程（昭和39年水道局規程第7号）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号）、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱（平成25年10月2日施行）は、佐世保市役所ホームページ又は佐世保市水道局財務課（3階）において閲覧することがで

きる。

#### 4 入札保証金

佐世保市財務規則第169条第3号の規定により免除する。

#### 5 契約保証金

1年間に相当する請負金額の100分の10以上の保証を付さなければならない。

なお、今回の契約において、佐世保市財務規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除は適用しない。

#### 6 入札参加申請及び資格の審査

##### (1) 入札参加申請

当該業務の入札に参加しようとする者は、次の書類を添えて申請期間内に下記提出先に持参又はFAXにより申し込まなければならない。

- ① 制限付き一般競争入札参加資格申請書(指定様式)
- ② 浄水施設運転管理業務履行証明書(指定様式)
  - ・受託実績の浄水施設能力が確認できる書類(契約書等)を添付すること。
- ③ 配置予定総括責任者名簿及び配置予定副総括責任者名簿(指定様式)
  - ・総括責任者については、水道浄水施設管理技士2級以上の資格登録証の写しを添付すること。
  - ・副総括責任者については、水道浄水施設管理技士3級以上の資格登録証の写しを添付すること。
  - ・雇用関係が確認できる書類(健康保険証など)の写しを添付すること。
- ④ 業務経歴書(指定様式)
  - ・総括責任者及び副総括責任者の浄水施設運転管理業務の経歴について記入すること。
- ⑤ 佐世保市が発行する「滞納のない証明書」
  - ・佐世保市内に本店又は支店・営業所等がある者のみ提出すること。
  - ・発行から3箇月以内で写し可。なお、申請については指定様式にて申請すること。
- ⑥ 税務署が発行する法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書(様式その3の3又はその3)。
  - ・法人税の納税証明書については、佐世保市内に本店又は支店・営業所等がない者のみ提出すること。
  - ・消費税及び地方消費税の納税証明書については、すべての者が提出すること。
  - ・発行から3箇月以内で写し可。

提出先 佐世保市水道局 財務課 調達係  
電話 0956-25-9661  
FAX 0956-25-9685

申請期間 令和6年4月26日(金)午後1時から令和6年5月17日(金)正午  
まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)  
午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 入札参加資格の決定

当該業務に係る入札参加の申込みをした者について入札参加資格の審査を行い、その結果を原則、**令和6年5月17日（金）**中にFAXにより「制限付き一般競争入札参加資格確認通知書」を交付する。

## (3) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る入札参加資格を喪失する。

- ① この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。
- ② 制限付き一般競争入札参加資格申請書等について虚偽の記載をしたとき。

## 7 縦覧設計図書の公開

縦覧設計図書については、佐世保市ホームページの「佐世保市からの調達情報掲示板一覧」からダウンロードすること。

入札参加希望者にのみ解除用のパスワードを交付するので、入札参加を希望する者は、巻末に記載の問い合わせ先に、送付先等を連絡し、パスワードの交付を受けること。

## 8 入札の方法等

- (1) 資格有の制限付き一般競争入札参加資格確認通知書を受けている者でなければ、入札に参加することができない。
- (2) 入札者は、入札会場で委託費内訳書（指定様式）を提出しなければならない。
- (3) **入札書に記載するのは、1箇月分の委託料額（税抜）とする。**  
支払いは毎月払とし、業務遂行時の消費税率に応じた額を加算して支払うものとする。
- (4) 入札書は、必要事項を記入し記名押印のうえ封筒に入れ、本人又は代理人自ら入札箱に投入しなければならない。
- (5) 入札書は、1回につき1者1通に限る。
- (6) 入札回数は、3回までとする。
- (7) 入札者は、他の入札者の代理人となることはできない。
- (8) 代理人が入札する場合は、入札会場で委任状を提出しなければならない。
- (9) 時間厳守とし、入札執行の日時に遅れた者（入札室に入室していない者）は、入札に参加することができない。

## 9 入札執行の日時及び場所

日 時 **令和6年5月22日（水）午後1時30分**  
場 所 **佐世保市八幡町4-8 佐世保市水道局4階入札室**

## 10 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

## 11 入札の無効

- (1) 佐世保市財務規則第170条に該当する入札は無効とする。
- (2) 委託費内訳書の提出のない者の入札は無効とする。なお、提出された委託費内訳書に著しく不備がある場合も同じとする。
- (3) 入札参加申請者が次のいずれかに該当するときは入札に参加できない。また、既に入札書が提出された場合、その入札は無効とする。
  - ① この公告に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。
  - ② 制限付き一般競争入札参加申請書等について虚偽の記載をしたとき。
- (4) 上記(1)～(3)までに該当し、入札が無効となった者は、再度の入札には参加できない。

## 12 落札者の決定

落札者は、本市水道局の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者によるくじで落札者を決定する。

## 13 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場において口頭で周知する。

## 14 契約の締結

契約の締結は、佐世保市水道局契約規程、佐世保市財務規則、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱による。

なお、落札決定後に契約の相手方となるべき者が、契約締結の日までに佐世保市から指名停止、指名除外又は入札参加規制の措置を受けた場合は、当該契約を締結しない。

## 15 その他の事項

- (1) この入札に関し、違法となる不正行為及び社会的不信を招くような不誠実な行為は絶対行わないこと。
- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

## 16 問い合わせ先

佐世保市水道局 財務課 調達係  
電 話 0956-25-9661  
FAX 0956-25-9685  
メールアドレス suizai@city.sasebo.lg.jp

※質問は指定様式を用いて、メールで行なうこと。

ただし、質問の期限は、令和6年5月17日（金）正午までとする。

なお、回答は、佐世保市ホームページの当公告書掲載場所に掲載する。

以 上